令和８年度

名古屋市北区役所における
マップ広告掲出事業

(入札後資格確認型一般競争入札方式)

入 札 案 内 書

入札日時：令和８年 12 月 4 日(金)　午前 10 時

入札会場：北区役所３階第３会議室

名　　古　　屋　　市

入札の前に必ずこの案内書をお読みください。

目 次

◇あらまし..... Ｐ１
◇入札説明書 Ｐ３
第１ 設置場所等 Ｐ３
第２ 参加者の資格 Ｐ４
第３ マップ広告の設置条件 Ｐ７
第４ 入札手続の流れ Ｐ８
第５ 競争入札参加資格確認申請 Ｐ１１
第６ 契約の締結 Ｐ１２
第７ 広告掲出料の納付 Ｐ１２
第８ 契約保証金 Ｐ１２
第９ 問合せ先 Ｐ１３
◇名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業契約書（案）..... Ｐ１４
◇名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業仕様書..... Ｐ２８
◇名古屋市広告掲載要綱 Ｐ３５
◇名古屋市広告掲載基準 Ｐ３７
◇名古屋市北区広告掲載要綱 Ｐ３９
◇行政財産目的外使用許可条件..... Ｐ４４
＜各種様式＞
◇入札書 Ｐ４６
◇委任状 Ｐ４８
◇入札辞退届 Ｐ５０
◇競争入札参加資格確認申請書 Ｐ５２
◇法人役員等に関する調書 Ｐ５４
◇履行実績調書 Ｐ５６
◇本店、支店、営業所等所在地確認書 Ｐ５８

あ　ら　ま　し

名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業は、北区役所の壁面を利用して、北区役所庁舎案内、北区全域地図及び民間企業等の広告（以下、「マップ広告」という。）を掲出していただくものです。

当事業は、入札後資格確認型一般競争入札方式により、広告料について最低価格以上で最も高い価格で入札され、かつ、競争入札参加資格を有すると認められた方を契約の相手方とします。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、諸規則や現地の状況を必ず確認されたうえで、ご参加ください。

広告掲出までの流れ

入札案内書の配布 **（この案内書）**	**令和 8 年 11 月 20 日(金)～令和 8 年 12 月 3 日(木)** 市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

▼

入札の実施	**令和 8 年 12 月 4 日(金) 午前 10 時から** **入札会場：名古屋市北区役所 3 階第 3 会議室** 上記提出日時以降は、上記場所への入場はできません。 入札書（入札を委任する場合は委任状も）は市公式ウェブサイトから書式をダウンロードして入手し必要事項を記入・押印してご持参ください。 なお、入札書に使用する印鑑をご持参いただければ、入札会場内で入札書の記入・押印をすることができます。

▼

落札候補者の決定	入札会場において、入札の終了後、ただちに入札者の面前で開札を行います。 最高の価格で入札した方を落札候補者とします。 開札結果については、入札者数、落札金額及び落札者名を名古屋市公式ウェブサイトで公表します。

▼

競争入札参加資格確認申請書の提出	**令和 8 年 12 月 4 日(金)から令和 8 年 12 月 8 日(火)まで 午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで (ただし、土日・祝日を除く。) 名古屋市北区役所 3 階企画経理課まで** 落札候補者の方は、市公式ウェブサイトから書式をダウンロードし、競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出してください。 指定する期限内に申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。

▼

審査結果の通知	参加資格の審査後、落札決定の通知をします。

▼

契約保証金の納付	契約締結日までに、本市が発行する保証金納付書により納付してください。なお、名古屋市契約規則第 31 条（契約保証金の納付免除）の規定による場合は、契約保証金の納付が免除されます。

▼

契約締結	落札決定通知を受けた日から 5 日以内に契約書に記名押印していただきます。 契約書及び目的外使用許可書は、落札者名義になります。

▼

事業計画書の提出	マップ広告及び広告物の仕様、施工方法、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応を含む。）及び作業スケジュール等を記載した事業計画書（様式任意）を作成し、契約締結後、速やかに提出していただきます。

▼

行政財産使用許可申請書の提出	広告掲出面積が確定次第、行政財産使用許可申請書を提出していただきます。 提出され次第、行政財産目的外使用許可の手続きを行います。

▼

広告原稿の 審査・承認	名古屋市が定める期限までに広告原稿を提出していただきます。その内容について名古屋市の審査･承認を受けた後、広告を掲出していただきます。
▼	
広告の掲出	令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで 目的外使用許可の更新がなされた場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、4 年を限度（最大令和 14 年 3 月 31 日まで）に、1 年を単位として掲出期間を延長（契約を更新）することができます。 設置工事は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 4 月 15 日までの間に完了してください。なお、設置が令和 9 年 4 月 16 日以降となった場合においても、本市は目的外使用料及び広告料の減免又は返還、その他補償には一切応じられません。更新期間を含めた契約満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状回復のうえご返却ください。

※ 北区役所の駐車場には限りがあるため、なるべく公共交通機関をご利用ください。

市 バ ス　「北区役所」停留所下車徒歩すぐ
「黒川」下車　徒歩 5 分

地 下 鉄　「黒川」下車　1 番出口　徒歩 5 分

入　札　説　明　書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、お申し込みください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第 1　設置場所等

1　マップ広告を設置する施設の名称及び所在地

名　称　名古屋市北区役所

所在地　名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号

2　設置掲出場所

名古屋市北区役所　1階　正面玄関エレベーターホール内壁面

1階　南玄関庁舎内壁面

＊マップ広告の仕様、設置場所位置図及び設置場所写真等は仕様書をご覧ください。

第２　参加者の資格

1　参加者の資格について

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本入札に参加しようとしない者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適当と認める場合を除く。）であること。

(6) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。

(7) 入札公告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う公有財産の売り払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財管第 253 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

(8) 名古屋市広告掲載基準第 2 に該当する業種又は事業者でないこと。

(9) 広告掲出に係る業務について、入札公告の日から過去 5 年以内に官公庁への履行実績があると認められる者であること。

(10) 名古屋市内に本店・支店・営業所等のいずれかを有する者であること。

2　暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、本件契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、市から愛知県警察に照会します。

このため、開札後、落札候補者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む。）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職者名等の情報を提出していただきます。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には、一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄)」
（平成 20 年 1 月 28 日付け　名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

１　定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴略

⑵法人等　法人その他の団体又は個人をいう。

⑶役員等　法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

⑷暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

⑸暴力団員等　暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

⑹ 排除措置　４⑴の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

２　排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

⑴役員等に、暴力団員等がいる法人等

⑵暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

⑶役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

⑷役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

⑸役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

⑹役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

⑺役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第３　マップ広告の設置条件

１　掲出事業者の施設使用形態

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、名古屋市が掲出事業者に対し、行政財産である建物の一部を目的外使用許可する方法により行います。

２　掲出期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（掲出準備に要する期間を含む。）

＊公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和 10 年 4 月 1 日から 4 年間を限度（最大令和 14 年 3 月 31 日まで）に 1 年を単位として更新することができる。

＊掲出期間の延長を希望される場合は、延長しようとする年度の前年度の 9 月末日までに名古屋市北区役所企画経理課に申し出てください。

３　広告料及び目的外使用料（以下「広告掲出料」という。）

掲出期間（令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで。掲出準備に要する期間を含む。）中は、広告掲出の有無にかかわらず、掲出期間に応じた広告掲出料を納付してください。

＊広告掲出料のうち、広告料について

入札により決定した金額になります。

＊広告掲出料のうち、目的外使用料について

掲出事業者は、掲出場所について広告料とは別に、広告掲出面の表示面積に応じて算出した庁舎使用にかかる行政財産の目的外使用料を納付してください。なお、目的外使用料は、入札の対象ではありません。

＜目的外使用料の算定＞

目的外使用料は、月額 900 円／㎡です。掲出期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算し、表示面積を目的外使用料（月額 900 円／㎡）に乗じて得た額が 100 円に満たない場合にあっては 100 円とします。なお、1 円未満の端数が生じた場合は切り上げます。

＊掲載する広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、広告掲出料の返還・変更はしません。

４　広告の仕様

別添仕様書のとおりです。

５　事業計画書の提出

あらかじめ名古屋市と協議のうえ、マップ広告及び広告物の仕様、施工方法、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応を含む。）及び作業スケジュール等を記載した事業計画書を作成し、契約締結後、速やかに提出してください（変更する場合を含む。）。

6　広告主及び広告内容

北区役所のイメージを高めるよう、洗練された品位あるデザインとしてください。

具体的な掲載基準については、名古屋市広告掲載要綱、名古屋市広告掲載基準、北区広告掲載要綱を参照してください。なお、広告主及び広告内容については、名古屋市（北区広告審査会）の承認が必要となりますので、実際に広告を掲出しようとする日（広告内容を変更する（広告を付け替える）場合を含む。）の 2 週間前までに掲出広告の原案を提出してください。

7　利用上の制限

マップ広告掲出期間中は、次の事項を遵守してください。

(1) 入札条件を遵守し、広告掲出料（電気を使用する場合は、電気使用料を含む。）を期限までに確実に納付すること。

(2) マップ広告を掲出する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(3) 目的外使用許可の許可条件を遵守すること。

(4) マップ広告の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、北区役所の指示に従うこと。なお、マップ広告の具体的な構成については、落札決定後、事前に北区役所と協議を行うこと。

8　維持管理

マップ広告掲出期間中は、次の事項を遵守してください。

(1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

(2) マップ広告を掲出するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(3) マップ広告の破損、問合せ並びに苦情については、破損時等の連絡先をマップ広告に明記し、掲出事業者の責任において対応すること。

9　原状回復

掲出事業者は、契約期間が満了した場合又は契約が解除された場合は、速やかに、原状回復をしてください。この場合、原状回復に要した費用を一切名古屋市に請求することはできません。

10　必要経費

マップ広告の作成、掲出、維持管理及び撤去に要する費用並びに掲出場所の原状回復に要する費用は、すべて掲出事業者の負担とします。

第４　入札手続の流れ

1　入札会場・日時等

入 札 会 場	名古屋市北区役所　3 階第 3 会議室

入 札 日 時	**令和 8 年 12 月 4 日(金) 午前 10 時**
必 要 書 類 等	(1) **入札書**（様式集参照） 入札書には、入札者（代表者、又は代表者から委任状により委任を受けた代理人(支店・営業所の長など)をいいます。以下同じです。）の記名・押印をしてください。 (2) **委任状**（様式集参照） 入札書記載の入札者が、代表者と異なる場合（支店・営業所の長など）は、委任状が必要となります。 (3) 印鑑（代理人が入札する場合は代理人の印鑑） 印鑑を押印して入札書を持参される場合は不要ですが、その場合は記入誤りにご注意ください。

(1) 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札日時を過ぎると入札はできません。
(2) 入札者以外の方は、入場できません。
(3) 駐車場に限りがあるため、なるべく公共交通機関をご利用ください。
(4) 地方自治法等関係法令を遵守するほか、「名古屋市競争入札参加者手引」の定めに従って入札に参加してください。
(5) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。

2　入札金額

(1) 入札金額は、広告料の月額（契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額）を表示してください。入札金額には、目的外使用料（月額 900 円／㎡）を含めないでください。
(2) 最低価格（最低月額広告料）は非公表です。

3　入札

(1) 入札は、所定の入札書（様式集参照）を使用し、必要事項を記入するとともに、記名・押印してください。
(2) 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
(3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
(4) 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に￥マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
(5) 入札者は、入札箱に投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
(6) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
　ア　入札参加資格のない者のした入札
　イ　最低価格（最低月額広告料）に達しない金額を記載した入札

ウ　金額を改ざんし、又は訂正した入札
エ　記入事項を判読できない入札
オ　入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
カ　一定の金額をもって価格を表示しない入札
キ　記名押印のない入札
ク　同一物件につき同一の名をもってした 2 通以上の入札（代理人によるものも含む。）
ケ　委任状を提出していない代理人のした入札
コ　競争入札参加資格確認申請書又は追加提出資料（以下「申請書等」という。）に虚偽の記載をした者のした入札
サ　申請書等の提出を求められたにもかかわらず、提出期限内にこれを提出しない場合又は落札候補者が競争入札参加資格の確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない場合のその者のした入札
シ　入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず、誓約書の提出をしない者のした入札
ス　明らかに談合によると認められる入札
セ　入札説明書に定める入札方法によらない入札
ソ　入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
タ　その他入札の条件に違反した入札

(7) 入札保証金は、免除とします。

4　開札

(1) 開札は、入札会場において入札の終了後、直ちに入札者の面前で行います。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。

(2) 開札の結果、入札者のうち最低価格（最低月額広告料）以上で最も高い価格（月額広告料）の入札をした方を落札候補者とし、入札会場内で次順位者と併せて発表します。

(3) 開札の結果、最低価格（最低月額広告料）以上の入札がないときは、再度入札を行います。再度入札は 2 回（初度入札を含め 3 回）を限度として行います。なお、初度入札又は再度入札に参加しなかった方及び当該入札が無効とされた方は、再度入札又は再々度入札に参加することはできません。

(4) 入札者は、再度入札又は再々度入札において、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。入札を辞退するときは、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入してください。入札を辞退した者（規定する入札辞退届を提出したものに限ります。）はこれを理由として以後に不利益な取扱いを受けることはありません。

(5) 最も高い価格の入札者が複数あるときは、直ちにくじを引いていただき、落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入

札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第５　競争入札参加資格確認申請

１　落札候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。持参により資格審査に必要な書類を提出してください。

２　資格審査にあたっては、個人の場合は本人、法人の場合は法人の役員等全員について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します（「第２　参加者の資格」を参照）。

３　落札候補者の方に参加資格がなかった場合は、次順位の方が落札候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合、本市からその旨の連絡がありますので、持参により資格審査に必要な書類を提出してください。

受付期間	令和８年12月４日(金)から令和８年12月８日(火)まで (ただし、土日・祝日を除く。) 午前８時45分から午後５時15分まで
提出先	名古屋市北区役所　企画経理課 （名古屋市北区役所庁舎３階）
必要書類等	(1) 競争入札参加資格確認申請書１通　（様式集参照） (2) ＜個人の場合＞住民票の写し１通 ＜法人の場合＞現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書１通 どちらも発行後３か月以内のもの (3) ＜法人のみ＞法人役員等に関する調書１通　（様式集参照） (4) 履行実績調書１通（様式集参照） (5) 本店、支店、営業所等所在地確認書１通（様式集参照） (6) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長形３号（12cm×23.5cm）封筒
注意事項	(1) 競争入札参加資格の確認のため必要と認める場合は、競争入札参加資格確認申請書の補正や追加資料の提出をさせる等の指示をすることがあります。 (2) 受付期間終了後は、(1)に基づく指示による場合を除き、提出された競争入札参加資格確認申請書の差替え又は再提出は認めません。

４　申請書等の提出を受けた後、速やかに、競争入札参加資格の確認を行い、落札候補者について資格があると認められた場合は、その者を落札者として決定し、落札決定の通知をします。

５　入札結果については、入札者数、落札者の商号又は名称及び落札金額を市公式ウェブサイトで公表します。

6　落札候補者に参加資格がないと認められた場合は、その者に対し、その旨を通知します。

7　６の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 2 日以内（休日を含まない。）に、入札参加無資格理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。

8　７の書面の提出先は、本書の、「第９　問合せ先」に示す場所です。

9　７に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行います。

10　提出された申請書等は返却しません。

11　申請書等の作成及び提出に係る費用は、落札者の負担とします。

第６　契約の締結

1　落札決定後、契約書等の契約関係書類を郵送します。

2　落札者は、１の通知を受けた日から 5 日以内に契約を締結しなければなりません。

3　契約は、落札者名義で行います。契約書に使用する印鑑は、入札書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。

4　「名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業契約書（案)」は、14 頁を参照してください。

5　契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

第７　広告掲出料の納付

広告掲出料（電気を使用する場合は、電気使用料を含む。）の納付につきましては、「名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業契約書（案)」（14 頁）を参照してください。

第８　契約保証金

1　契約締結日までに、契約保証金を名古屋市発行の保証金納付書により納付していただきます。なお、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 31 条（契約保証金の納付免除）の規定による場合は、契約保証金の納付が免除されます。

2　契約保証金は、広告料年額の 100 分の 10 とします。

3　契約保証金は、契約期間満了後に原状回復を確認のうえ、還付します。ただし、名古屋市に対する未払いの債務がある場合は、還付する契約保証金額と相殺する場合があります。

4　契約保証金には、利子を付けません。

第９　問合せ先

本件入札案内書の内容に質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

１　令和８年11月27日(金)午後５時15分までに提出してください。

２　下記のあて先へファクシミリ又は電子メールで質問書を送付してください(様式は問いませんが、質問書を送付の際には、件名に「名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業に係る質問書」と記入してください。)。

名古屋市北区役所企画経理課

電　　話：052-917-6429

ファクシミリ：052-914-5752

電子メール：a9176427@kita.city.nagoya.lg.jp

３　すべての質問に対する回答をまとめた回答書を令和８年12月１日(火)までに市公式ウェブサイト上に公開します。

名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業契約書（案）

名古屋市（以下「発注者」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「受注者」という。）とは庁舎内壁面を利用して、北区役所庁舎案内、北区全域地図及び民間企業等を広告主とした広告（以下「マップ広告」という。）の掲出にあたり、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　発注者は、北区役所内の壁面等を提供し、受注者にマップ広告を設置掲出させるものとし、受注者はこれに対して発注者に広告料を支払うものとする。

２　発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

（設置掲出場所及び仕様）

第２条　マップ広告の設置掲出場所及び仕様については、別添「名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（事業計画の策定及び協議）

第３条　受注者は、マップ広告及び広告物の仕様、施工方法、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応を含む）及び作業スケジュール等、広告掲出に関する事項についてあらかじめ発注者と協議し、当該事項を記載した事業計画書を発注者に提出しなければならない。

２　受注者は、前項の事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず発注者と協議しその承認を得るものとする。

（契約期間及び掲出期間）

第４条　契約期間は、契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

2　掲出期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。ただし、マップ広告の掲出準備に要する期間を含むものとする。

3　受注者は、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和 10 年 4 月 1 日から 4 年間を限度（最大令和 14 年 3 月 31 日まで）に 1 年を単位として契約の更新を申請できる。

4　前項に定める受注者の申請は、契約を更新しようとする年度の前年度の 9 月末日までに発注者に文書により行うものとする。なお、申請がなかった場合は、当該年度の契約期間をもって契約は満了する。

（目的外使用の許可、期間、目的外使用料）

第５条　受注者は、広告物の掲出に際しては、別途、名古屋市長から名古屋市公有財産規則

（平成 16 年 3 月 31 日規則第 49 号）に基づく使用許可（以下「使用許可」という。）を、その掲出期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守することとする。

2　使用許可期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

3　受注者は、使用許可期間について、令和 10 年 4 月 1 日から 4 年間を限度（最大令和 14 年 3 月 31 日まで）に、1 年を単位として更新を申請できる。この場合、使用許可を受けようとする年度の前年度の 9 月末日までに使用許可の更新を申請しなければならない。

4　受注者は、使用許可を受けるにあたり、発注者の発行する納入通知書により、発注者の定める期限までに所定の目的外使用料を納付しなければならない。納付期限は次のとおりとする。なお、前項により使用許可が更新された場合、令和 10 年度以降も期間と支払期限の各年を読み替え、令和 9 年度と同様の時期とする。

年度	期間	納付期限
令和 9 年度	令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月分	令和 9 年 4 月末日

（広告料及び電気使用料）

第６条　受注者は、前条第 4 項に定める目的外使用料とは別に、マップ広告の掲出場所が有する広告価値を利用する対価として、広告料を発注者に納付するものとする。

2　広告料は、年額金＿＿＿＿＿＿円（月額金×12 か月）とする。月額金は、＿＿＿＿＿円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金＿＿＿＿＿円）とする。

ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合は、変更前の月額金額（税抜き）に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税を加えた額に変更されたものとみなす。

3　受注者は、前項に定める広告料を、発注者の発行する納入通知書により、発注者の定める期限までに納付しなければならない。納付期限は次のとおりとする。なお、第４条第 3 項により契約更新された場合、令和 10 年度以降も期間と支払期限の各年を読み替え、令和 9 年度と同様の時期とする。

年度	期間	納付期限
令和 9 年度	令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月分	令和 9 年 4 月末日

4　受注者は、事業を実施するため、発注者の電気を消費する機器を設置する場合、発注者に電気使用料を納付するものとし、発注者の発行する納入通知書により、発注者の定める期限までに納付しなければならない。

5　受注者が第 3 項に定める納付期限までに広告料を納付しないとき及び第 4 項により指定された期限までに電気使用料を納付しないときは、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、名古屋市契約規則（昭和 39 年規則第 17 号）第 33 条第１項に定める率により算出した延滞金を発注者に納付しなければならない。

6　受注者が広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

7　受注者が広告掲出を行わない場合であっても、当該期間中の広告料は返還しない。

（契約保証金）

第７条　受注者は、発注者に対して契約保証金として金＿＿＿＿＿＿＿＿円（広告料年額の100分の10）を、発注者が発行する保証金納付書により、本件契約締結日までに納付しなければならない。ただし、発注者は、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を納付させないことができる。

2　前項に定める契約保証金については、第２０条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3　第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4　受注者に未払いの広告料、電気使用料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、発注者は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、発注者は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を受注者に書面で通知するものとし、受注者は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を発注者に納付しなければならない。

5　前項の定めにかかわらず、受注者は、契約保証金をもって本件契約から発生する受注者の発注者に対する債務の弁済に充当することを受注者に請求できない。

6　発注者は、本件契約の終了に伴う受注者の原状回復完了時において、受注者に未払いの広告料、電気使用料、損害賠償その他この契約に附帯して発生した受注者の発注者に対する債務の未払いがあるときは、原状回復完了時において納付されている契約保証金から受注者の発注者に対する一切の債務を控除した残額を受注者に還付する。

7　受注者は、発注者に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

（権利譲渡の禁止）

第８条　受注者は、発注者の承認を得ないで、本件契約によって生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは継承し、又はその権利を担保に供することができない。

（契約の履行の一時中止）

第９条　履行場所等の確保ができない等の事象又は暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって、受注者の責めに帰することができないものにより、受注者が本件契約を履行できないと認められるときは、発注者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受注者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

2　発注者は、前項の規定により1か月を超える期間において契約の履行の全部又は一部

を一時中止した場合は、「名古屋市北区広告掲載要綱」の規定により、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利子を付けないものとする。

（広告主及び広告内容の審査）

第１０条　受注者は、広告物を掲出する広告主の選定及び広告内容について、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「名古屋市北区広告掲載要綱」を遵守するとともに、事前に発注者の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出することができない。

2　受注者は、前項に定める審査を受けるため、掲出する広告物のデータ等必要な資料を発注者の指定する日までに、発注者に提出するものとする。

3　受注者は、第１項に規定する審査において、発注者から広告内容等について修正の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

4　発注者及び受注者は、広告主及び広告内容について、北区役所の公共性、美観及び北区役所利用者への影響に配慮しなければならない。

（広告内容等の修正・変更）

第１１条　発注者は、広告内容が北区役所に掲出する広告としてふさわしくないと合理的な理由により判断したときは、いつでも、受注者に対して広告内容の修正等を求めることができ、受注者はこれに従わなくてはならない。

2　前項の修正等にかかる費用は、受注者が負担する。

3　受注者は、自己の都合により広告内容を変更するときは、事前に審査を受け、その承認を得るものとする。この場合、前条の規定を準用する。

（広告内容についての責任）

第１２条　受注者は、広告内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

(1)　広告内容に関する一切の責任は受注者が負うものとし、発注者は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(2)　広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、受注者は保証するものとする。

(3)　発注者に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決するものとし、発注者は責任及び負担を負わないものとする。

（マップ広告の掲出にあたっての留意事項）

第１３条　受注者は、マップ広告の掲出にあたっては、発注者の指示に基づき、北区役所の業務、維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造となるよう処置し

なければならない。

2　受注者は、マップ広告の落下及び破損等により、北区役所利用者等に危険を生じさせないよう配慮しなければならない。

3　発注者は、受注者に対して、前2項に定める留意事項に関する助言、指導を行うことができ、受注者はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、受注者が負担する。

4　マップ広告の掲出によって、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、天災等受注者の責に帰さない場合も含め、受注者の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。

5　マップ広告の掲出後、発注者の事業の変更、来庁者への影響等により掲出場所を変更する等の必要が生じた場合には、発注者と受注者が協議のうえ、その対応について定めるものとする。その場合、掲出場所を変更する等の費用は、受注者の負担とする。

6　受注者は、マップ広告の維持管理を適切に行い、常時適正な状態を保つようにしなければならない。

7　受注者は、マップ広告が毀損、汚損若しくは紛失等した場合は、受注者の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。

8　発注者は、マップ広告の毀損等を発見した場合、速やかに受注者に通報しなければならない。

（広告物の一時撤去又は一時削除）

第１４条　発注者は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、受注者に広告物の一時撤去又は一時削除を指示することができ、受注者はこの指示に従わなくてはならない。

(1)　受注者が、第５条第１項に定める使用許可の許可条件、本件契約に定める事項又は法令等に違反したとき。

(2)　広告主又は広告内容が、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「名古屋市北区広告等掲載要綱」及び仕様書に違反したとき。

(3)　第１３条第１項の規定による広告内容等の修正を受注者が行わないとき又は前条第3項に定める発注者の助言及び指導に受注者が従わないとき。

(4)　広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると発注者が判断したとき。

2　前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと発注者が認めるときは、受注者は、広告掲出を再開することができる。

3　第１項に定める一時撤去又は一時削除並びに前項の再開にかかる費用は受注者が負担する。

4　第１項に定める指示があったにも関わらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間

内に受注者がこれを行わないときは、発注者は、受注者の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去又は一時削除することができ、これに要した費用は受注者が負担するものとする。この場合において、発注者はこれによって生じた受注者の損害の賠償を行わない。

5　第１項又は前項に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合、当該期間中の広告料は違約金とみなし、受注者に返還しない。

6　前項の違約金は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

（発注者の解除権）

第１５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により受注者に通告し、本件契約を解除することができる。

(1)　第５条に定める使用許可を受注者が得られないとき又は取り消されたとき。

(2)　法令違反又は正当な理由なく本件契約に違反したとき。

(3)　本件契約の内容の履行に関し、受注者又はその代理人若しくは使用人等の関係各位者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(4)　受注者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。

(5)　受注者による破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て、又は受注者に対する租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。

(6)　受注者が本件契約の解除を申し出たときで、発注者が契約の解除が相当であると認めるとき。

(7)　受注者が本件契約に関して次のいずれかに該当したとき。

ア　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ　役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2　発注者は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本件契約を解除する必要があるときは、受注者との協議により本件契約を解除することができる。

3　本条の規定により本件契約が解除された場合において、受注者の責に帰すべき事由がある場合は、発注者は納付された広告料を違約金とみなし、受注者に返還しない。

4　前項の違約金の額は、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

（受注者の解除権）

第１６条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により発注者に通告し、本件契約を解除することができる。

(1)　発注者が正当な理由なく本件契約に違反したとき。

(2)　本件契約の履行に関し、発注者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

2　受注者は、受注者の都合により本件契約の解除を申し出る場合は、解約を希望する3か月前に申し入れるものとする。

（談合その他の不正行為に係る発注者の解除権）

第１７条　発注者は、受注者が本件契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1)　受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第５４条。以下「独占禁止法」という。）第３条、第６条、第８条又は第１９条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第４９条に規定する排除措置命令又は第６２条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2)　受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第1項、第９０条第1項若しくは第2号若しくは第９５条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(3)　前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第９６条の６若しくは第１９８条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2　前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則第４５条第2項又は第3項の規定に基づく本件契約の手続きによるものとする。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第１８条　受注者が本件契約に関して前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、広告料に 100 分の 20 を乗じて得た額の賠償金に、広告料の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における名古屋市契約規則第４６条の２項第 1 項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)　前条第 1 項第 1 号及び第 3 号のうち、独占禁止法違反が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。

(2)　前条第 1 項第 2 号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第 198 条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第 3 号のうち、刑法第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第９６条の６の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第 3 号については、刑法第９６条の６の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2　第 1 項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して払わなければならない。

3　第 1 項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4　前 3 項の規定は、本件契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（原状回復義務）

第１９条　契約期間が満了した場合又はその他の理由により本件契約が終了した場合には、受注者は自己の費用をもってマップ広告を撤去し、原状に回復して発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2　受注者は、前項の定めにより原状に回復した後、直ちに発注者の検査を受け、発注者の承認を得なければならない。

3　本件契約が終了したにもかかわらず、受注者が原状回復をしない場合は、本件契約終了の翌日から原状回復完了までの間、受注者は発注者に対して広告料相当額の使用損害金を支払うほか、発注者に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

（損害賠償）

第２０条　受注者は、本件契約に定める事項により損害が生ずることがあっても、その損害に関し発注者に賠償を請求することはできない。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

2　受注者は、本件契約を履行するにあたり、発注者に損害を与えたときは、受注者の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りでない。

3　受注者は、本件契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りでない。

4　第２項に規定する損害賠償の額は、発注者と受注者で協議して決める。

5　本件契約の履行に関し、第三者との間で生じた紛争については、発注者と受注者で協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

（著作権等の管理）

第２１条　受注者はマップ広告の掲出に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含む、発注者の所有であると否とは問わない）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（秘密の保持）

第２２条　受注者は業務の実施に関し知りえた事実について、その秘密を守らなければならない。本件契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の費用）

第２３条　本件契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて受注者の負担とする。

（情報取扱注意項目等）

第２４条　受注者は事業を実施するにあたり、別添「情報取扱注意項目」、「妨害又は不当要求に対する届出義務」、及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

（疑義の解釈等）

第２５条　本件契約の定めに疑義が生じたとき又は本件契約書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

本件契約を証するため本書２通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市
代表者　名古屋市長　広沢　一郎

受注者　住所
名称
代表者

情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1　この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2　受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3　受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適正取得）

第 4　受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5　受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2　前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第 6　受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2　受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3　受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

第 7　受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8　受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2　受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

第 9　市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2　受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

（報告等）

第10　受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2　受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11　受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2　受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3　受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4　受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）【約款の場合は推奨】

第12　委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。
(2) 損害賠償を請求すること。
(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2　前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合

（特定個人情報に関する特則）

第13　受託者は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第 2条第 8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2　受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3　受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4　受託者は、前 3項に規定する事項のほか、番号利用法第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※　個人番号関係事務の場合は、「第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

特定個人情報を除く機密情報を保存したことがある記録媒体を廃棄し、又は返却する際に電子情報の消去を委託等する場合

（電子情報の消去に関する特則）

第14　受託者は、委託者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2　受託者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受けなければならない。

妨害又は不当要求に対する届出義務

１　受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
２　受注者が１に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

障害者差別解消に関する特記仕様書

（対応要領に沿った対応）
第１条　この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年１月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
２　前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

（対応指針に沿った対応）
第２条　前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

（再委託に係る対応）
第３条　受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業仕様書

1　事業概要

「北区役所におけるマップ広告掲出事業」は、掲出事業者（以下、「受注者」という。）が名古屋市（以下、「発注者」という。）に、広告掲出料（広告料及び目的外使用料）の納入をした上で、北区役所庁舎内に北区全域地図を設置し、そこに企業等の広告の掲出を行うものである。

2　広告掲出を行う施設の名称・所在地

名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号　名古屋市北区役所

・1 階正面玄関エレベーターホール内壁面　設置写真①参照

・1 階南玄関庁舎内壁面　設置写真②参照

3　広告掲出の仕様・規格及び掲出方法

設置内容	設置数	使用面積・設置形態
①マップ広告（正面玄関エレベーターホール内壁面）	1	本体の大きさ 縦（高さ）2,400㎜×横（幅）4,300㎜×奥行 250㎜ 以内 床面固定（自立式）
②マップ広告（南玄関庁舎内壁面）	1	本体の大きさ 縦（高さ）1,300㎜×横（幅）3,100㎜ 以内 壁面固定

(1) マップ広告は、広告面を透明アクリル板等で保護するものとし、フレームの角等が鋭利にならないよう加工が施されたものとする。

(2) 設置形態について、①は床面固定（自立式）②は壁面固定とし、転倒及び落下等の恐れがないよう固定器具等を使用して確実に設置すること。

(3) 広告の掲出方法は、ポスター・液晶モニター・タッチパネル式等受注者が選択できる。ただし、行事案内及び行政情報は液晶モニター掲出とし、液晶モニターのサイズは 32 インチ以上 42 インチ以内とする。詳細は発注者と協議すること。動画、静止画等の仕様については、公共施設であることに配慮し、詳細は発注者と協議のうえ決定するものとする。なお、原則無音とすること。

(4) 行事案内については、「4　表示する情報」に記載されている情報を①、②及び 5 階から 7 階に既存設置されている（各階 1 台）液晶モニターへ 1 日単位で表示すること。また、発注者の担当者が簡易に原稿の作成、更新することができるシス

テム等を導入すること。

(5) 広告を液晶モニターに放映する場合は、動画、静止画で表示することができる。また、放映時間の 2 分の 1 の時間は、行政情報を放映できるものとする。

(6) 広告に映像を使用する場合の放映時間、行事案内モニターの掲出時間は、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く日の午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分までとする。タイマーその他の機器により自動制御できるものとすること。

(7) 上記(1)～(6)に定めるもののほか、掲出方法については、発注者の指示に従うものとする。

4　表示する情報

①マップ広告（正面玄関エレベーターホール内壁面）

(1) 北区総合庁舎案内（各名称、フロアマップ）

(2) 行事案内（開催場所・時間、会議・催事名、主催者）

(3) 行政情報（発注者が提供する情報）

(4) 北区全域地図（周辺区の白地図含む）

(5) 北区内公共施設の名称・所在地・電話番号

(6) 広告欄（広告主の名称・所在地・電話番号等）

(7) 北区内の避難所・一時避難場所・広域避難所

(8) 北区内の学校、観光施設、名所等

(9) 公共交通機関の駅、バス停の表示及び路線図

(10) その他、発注者が掲載を希望する情報については別途協議する。

(11) 上記（6）については(3）に広告を放映することができるものとする。

(12) 上記（5)、(7）～(9）については（4）の地図上に位置表示すること。また、(6）についても表示ができることとする。

(13) 面積割合は概ね｛(1)+(2)+(3)+(4)｝：（6)＝7：3とする。

＜マップ広告イメージ図①＞

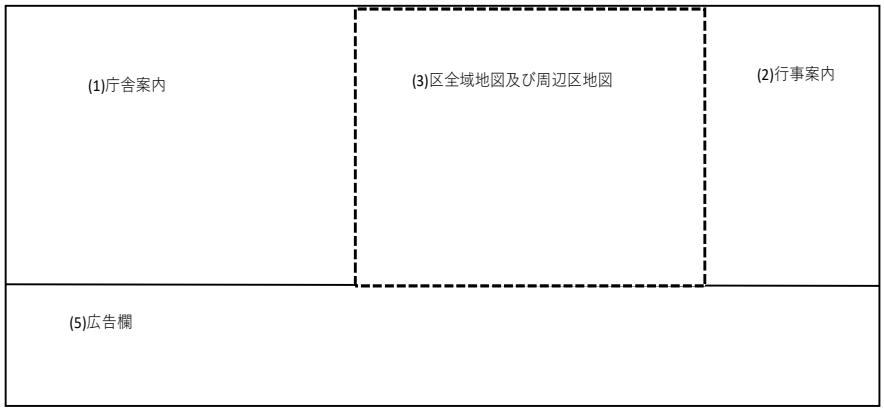


②マップ広告（南玄関庁舎内壁面）

以下のうち（1）及び（2）は必ず表示することとする。(3)、(4)、(6)～(8)は別途協議とする。

(1) 北区総合庁舎案内（各名称、フロアマップ）
(2) 行事案内（開催場所・時間、会議・催事名、主催者）
(3) 北区全域地図（周辺区の白地図含む）
(4) 北区内公共施設の名称・所在地・電話番号
(5) 広告欄（広告主の名称・所在地・電話番号等）
(6) 北区内の避難所・一時避難場所・広域避難所
(7) 北区内の学校、観光施設、名所等
(8) 公共交通機関の駅、バス停の表示及び路線図
(9) その他、発注者が掲載を希望する情報については別途協議する。
(10) 上記（4)、(6）～（8）については（3）の地図上に位置表示すること。また、(5）についても表示ができることとする。
(11) ただし、面積割合は概ね｛(1)+(2)+(3)｝: (5)＝7：3 とする。

＜マップ広告イメージ図②＞



ただし、①及び②にかかる実際のレイアウトは、発注者及び受注者が協議して決定すること。

5　掲出期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和10年4月1日から4年間を限度（最大令和14年3月31日まで）に1年を単位として更新することができる。

6　マップ広告の設置日

令和9年4月1日（木）から令和9年4月15日（木）までの間に設置を完了すること。

7　マップ広告設置の条件

(1) マップ広告及び広告物の作成、設置、維持管理並びに撤去及び原状回復に要する費用は受注者が負担すること。

(2) 施設名変更やバス路線変更などの理由による修正は、年2回までとし、受注者の負担で行うこと。なお、広告欄に関しての修正が必要となった場合はその都度、受注者の負担により行うこととする。ただし、その場合は下記の「7　広告掲出の条件」に基づき手続きをすること。

(3) 発注者は、発注者の責によることが明らかな場合を除き、マップ広告設備の破損等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、受注者はマップ広告設備の破損等により第三者に生じた損害に対して、速やかに対処することとし、その費用は受注者が負担すること。

(4) 設置を終了するときは、マップ広告設備を受注者の負担で撤去し、原状復帰したのち発注者の検査確認を受けること。

(5) 設置は発注者と協議のうえ、「5　マップ広告の設置日」までに行なうものとする。なお、設置が令和9年4月16日以降となった場合においても、受注者は目的外使用料及び広告料の減免又は返還を求めることはできない。

(6) 受注者は、契約終了後、発注者又は他の事業者がマップ広告を設置する場合、切れ目なく運用できるよう入れ替え作業に協力するものとする。

8　広告掲出の条件

(1) マップ広告に掲出するすべての広告については、別に定める「北区広告掲載要綱」による北区広告審査会において適正と審査されたものに限り、掲出することができる。

(2) 受注者の都合により広告の修正・変更をする場合は、広告掲出を開始する2週間前までに広告案を北区役所企画経理課へ提出し、北区広告審査会の審査を受けたのち修正・変更すること。

(3) 掲出する広告がなく、広告枠に空欄が生じるおそれがある場合、受注者は発注者と

協議し、周辺の外観を損ねないような措置を講ずることとする。なお、広告枠に空欄が生じたとしても、納付済の広告料及び目的外使用料は返還しないものとする。

9　受注者の業務

(1) マップ広告の設置、維持管理、撤去、設置場所の原状回復
(2) 掲出する広告主の募集
(3) 広告物の掲出及び内容にかかる対応
(4) 広告物の破損並びに広告に関する問合わせ及び苦情に対する対応

10　事業計画の策定

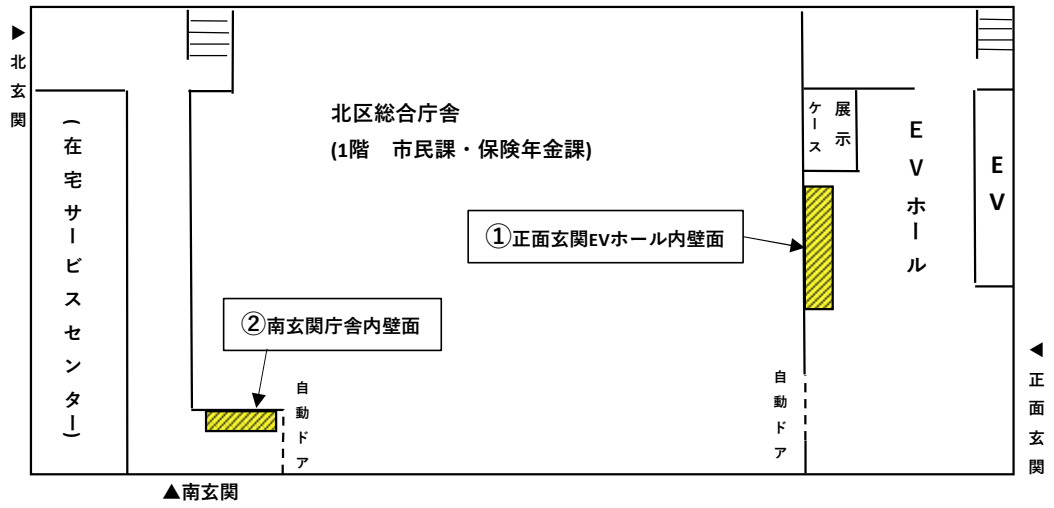
受注者は、あらかじめ発注者と協議のうえ、マップ広告及び広告物の仕様、施工方法、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応を含む）及び作業スケジュール等を記載した事業計画書（様式は受注者の任意による）を作成し、契約締結後、速やかに発注者に提出するものとする。

11　その他

(1) マップ広告にかかるメンテナンス、破損や事故時の対応など、一切の保守管理に関しては、受注者の責任と負担においてこれを処理するものとする。
(2) マップ広告の設置及び必要な電源工事等に要する費用は、受注者の負担とすること。また、設置の際に既存設備を移動させる必要がある場合は、発注者と協議のうえ決定すること。ただし、移動に要する費用についても受注者の負担とする。
(3) 受注者は対人対物保険に加入すること。
(4) その他の仕様等については、双方で協議のうえ決定する。
(5) 本仕様書に定めるもののほか、法令、名古屋市の条例、規則及び規程を遵守するものとする。
(6) 本仕様書に関しては、別添の「情報取扱注意項目」及び「妨害又は不当要求に対する届出義務」の適用があるものとする。また、「障害者差別解消に関する特記仕様書」に則った対応を行わなければならない。

＜参考＞

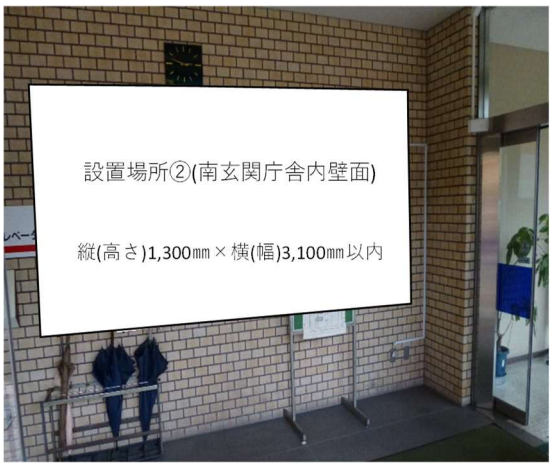
設置場所



（設置写真①）



（設置写真②）



５階から７階に既存設置されている（各階１台）液晶モニター等について

・液晶モニター 42 インチ（NEC）

・メディアプレーヤ MP-01（NEC）

※名古屋市社会福祉協議会にて設置

北区総合庁舎について

※北区役所は、名古屋市福祉協議会との合同庁舎となっています。

（1 階から 4 階　北区役所、4 階　北保健センター、5 階から 7 階　名古屋市社会福祉協議会）

(1) 北区人口（令和 8 年 9 月 1 日現在　推計人口）82,056 世帯（160,438 人）

（令和 7 年国勢調査結果の速報値を基礎とし、毎月の住民基本台帳人口の異動数を加減して推計）

(2) 戸籍届出件数（令和 7 年度）5,841 件

(3) 住民票届出件数（令和 7 年度）15,402 件

(4) 住民票・戸籍等証明等交付件数（令和 7 年度）128,051 件
(5) マイナンバーカード等交付件数（令和 7 年度）15,837 件
（なお、記載された内容はあくまで参考であり、本市が今後の広告効果を保障するものではありません）

名古屋市広告掲載要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。

(3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和22年条例第16号）第1条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

（広告全般に関する基本的な考え方）

第3条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

（広告の範囲）

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義主張

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの

(9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの

（広告掲載に関する定め）

第5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、あらかじめ

次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

(1) 広告媒体の種類
(2) 広告の範囲
(3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
(4) 広告掲載料
(5) 広告の募集方法及び選定方法
(6) 審査機関
(7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

（広告掲載に関する審査）

第 6 条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

（その他）

第 7 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

（実施期日）

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 30 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

名古屋市広告掲載基準

（趣旨）

第１　この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

（規制業種又は事業者）

第２　次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業

(2)風俗営業類似の業種

(3)消費者金融

(4)たばこ

(5)規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(6)法律の定めのない医療類似行為を行う施設

(7)占い、運勢判断に関するもの

(8)興信所・探偵事務所等

(9)債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

(10)法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

(11)民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者

(12)暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）

(13)各種法令に違反しているもの

(14)行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

（掲載基準）

第３　次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1)次のいずれかに該当するもの

ア　人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

イ　法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ　他をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ　市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ　公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

カ　宗教団体による布教推進を主目的とするもの

キ　非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの

ク　社会的に不適切なもの

ケ　国内世論が大きく分かれているもの

(2)消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）
　根拠のない表示や誤解を招くような表現
　例：「世界一」「一番安い」等

イ　射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現

ウ　人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ　虚偽の内容を表示するもの

オ　法令等で認められていない業種・商法・商品

カ　国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ　責任の所在が明確でないもの

ク　広告の内容が明確でないもの

ケ　国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3)青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ　暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ　残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ　暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ　ギャンブルについて過度に購入をあおる表現

カ　青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4)前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不適当であると認められるもの

（個別の基準）

第４　この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

（ウェブサイトに関する基準）

第５　ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

名古屋市北区広告掲載要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、名古屋市北区役所（以下「北区」という。）が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱（平成 21 年 9 月 30 日実施）に定めるほか、必要な事項を定めるものである。

（広告媒体の種類）

第２条　この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か第 15 条に規定する北区広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

(1)北区が作成する印刷物

(2)北区公有財産

(3)その他北区が別に定めるもの

（広告の掲載基準）

第３条　名古屋市広告掲載要綱に基づいて定められた名古屋市広告掲載基準に定めるもののほか、広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なう等、掲載するのがふさわしくないものは、広告媒体への掲載を行うことができない。

（広告の募集）

第４条　広告の募集は、広告媒体を所管する課（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定めて行うものとする。

(1)広告掲載を行う広告媒体の種類

(2)広告の規格、掲載位置、掲載期間等

(3)広告掲載料（次項に該当する場合を除く）

(4)広告の募集対象

(5)広告の申込み手続

(6)広告の選定方法

(7)広告掲載手続

(8)その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

２　所管課の長は、広告掲載の通知を受けた者（以下「広告主」という。）の負担により広告を掲載した広告媒体の納入をもって広告掲載料の徴収に代え、広告を募集することができる。ただし、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

３　広告の募集は、原則として公募によるものとし、名古屋市公式ウェブサイト等により行う。

（広告の掲載の申込み）

第５条　広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、北区広告掲載申込書（様式第１号）により、申込みを行う。

２　広告掲載希望者には、広告の取次ぎを営業とするものを含む。

（広告掲載の決定等）

第６条　所管課の長は、あらかじめ広告審査会の承認を受け、広告主及び広告掲載の可否を決定する。

２　前項の決定を行うに当たり、所管課の長は広告掲載希望者に対し追加の資料の提出を求めることができる。

３　所管課の長は、広告掲載希望者に対し第１項の決定内容を通知（様式第２号又は様式第３号）するものとする。

（広告原稿の作成等）

第７条　広告の原稿は、広告主の責任及び負担において作成し、指定された期日までに所管課の長へ提出しなければならない。

２　広告主が他の者（以下「広告依頼者」という。）にかかる広告を掲載しようとする場合は、所管課の長を通じ広告審査会の承認を受けなければならない。

（広告掲載料の納付等）

第８条　広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所管課の長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、別に定めるところにより、分割して定期前納することができるものとする。

２　所管課の長は、前条における広告掲載料の納付確認後、広告掲載手続きを行うものとする。

（広告内容の変更）

第９条　広告の内容、デザイン等（以下「広告の内容等」という。）が、第３条に該当していると認められる場合には、所管課の長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

２　前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所管課の長へ提出しなければならない。

（広告掲載の取止め）

第１０条　所管課の長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取止めるとともに、広告掲載の決定の取り消し又は変更を行うものとする。

⑴指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合

(2)指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合
(3)前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
(4)その他広告掲載が不適当であると判断したとき

２　前項の規定により広告の掲載を取止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

３　所管課の長は、広告掲載の取止めの可否の決定に際し、必要に応じて広告審査会の開催を申し出ることができる。

（広告掲載の取下げ）

第１１条　広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

２　前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、書面にて速やかに所管課の長に申し出るものとする。

３　第１項の規定により広告主が広告掲載を取下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

（広告掲載料の返還）

第１２条　広告掲載期間を設定した場合、広告主の責に帰さない理由により１月を超える期間連続して広告の掲載ができなくなった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

２　前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して1月を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額の広告掲載料の合計額とする。

３　前項の場合の広告の掲載の再開とは、広告の掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。

（広告主の責務）

第１３条　広告主は、広告の作成、デザイン、内容その他当該広告に関する一切の責任を負う。

２　広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

３　広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

４　広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

５　広告主は、自己の責に帰す理由により、広告内容の変更、広告の取止め及び取下げ等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担するものとする。

（協議）

第１４条　この要綱に定めのない事項又は、この要綱に定める各事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（北区広告審査会の設置）

第１５条　広告掲載希望者、広告主、掲載する広告及び広告依頼者が適正であるか、又は広告の掲載手続きが適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、広告審査会を設置する。

２　広告審査会の委員長及び委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

４　広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。

５　広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。

６　広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

７　広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

８　委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外のものの出席を求め、説明を聞くことができる。

９　広告審査会の庶務は、北区区政部企画経理課が処理する。

（その他）

第１６条　その他広告掲載につき必要な事項は北区長が定める。

附　則

この要綱は、平成２２年１月１日から施行する。

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２４年５月７日から施行する。

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表

委員長	企画経理課長
委　員	総務課長 地域力推進課長 民生子ども課長 保健福祉センター健康安全課長 楠支所区民生活課長 その他委員長の指名する職員

行政財産目的外使用許可条件

1　本許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、納付金額（ 使用料 ）円を、別途発行する納入通知書により、指定期日までに納付しなければならない。

2　使用期間中に、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情により、使用料を改定することがある。

3　正当な理由がないのに使用料の納付を遅延したときは、税外収入の延滞金の徴収に関する条例（昭和 39 年条例第 3 号）に定めるところにより計算した金額を延滞金として支払うものとする。

4　使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用物件を維持管理しなければならない。

5　使用者は、使用物件を表面に記載する使用目的及び用途のため以外に使用してはならない。ただし、事前に変更の申請を書面により提出し、市長の承認を得た場合にはこの限りではない。

6　使用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

7　次の各号に該当するときは、本許可を取消し、又は変更することができる。この場合において、使用者に損失が生じても市はその補償をしないものとする。

(1) 公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき

(2) 以下①～⑧のいずれかに該当したとき

① 政治的又は宗教的用途に供した場合

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これに類する業の用途に供した場合 （ただし、催事、興行、催し物又は大規模小売店等の新規開店等の際に、近隣の違法駐車対策等の観点から特に必要であると認められる臨時駐車場として使用する場合を除く。）

③ 風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に供した場合

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者を利する用途に供した場合

⑤ 公序良俗に反するおそれがある場合

⑥ 周辺環境を損なうおそれがある場合
⑦ 本市の事務事業の遂行や当該行政財産の管理上支障の生じるおそれがある場合
⑧ その他使用者が許可条件に違反したと認められるとき

8　既納の使用料は、還付しない。ただし、公用若しくは公共用に供するため使用許可を取り消したとき、又は市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

9　使用者は、使用許可を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、自己の費用により市長が指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。

10　使用者は、その責めに帰すべき事由により使用物件に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、使用物件を原状に回復したときは、この限りでない。

11　使用者は、市が行う使用物件の実地調査に協力しなければならない。

12　使用者は、使用物件の使用に伴う電話、電気、ガス、水道等の諸設備の利用に必要な経費を負担しなければならない。

13　使用者は、使用物件について有益費又は必要費を支出することがあっても、これを市に請求することができない。

14　使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
(1) 住所又は氏名（法人にあっては所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したとき
(2) 使用物件が滅失し、又は損傷したとき

15　使用期間中に、使用者に相続又は合併があったときは、使用許可を受けた法的な地位は、その相続人又は合併後の団体には承継されない。

16　本許可の条項に疑義があるとき、その他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定による。

入　札　書

令和　　年　　月　　日

（あて先）名古屋市長

（申込者）所　在　地

商号又は名称

役　職　名

氏　　名　　印

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	(位)
金額									円

ただし、広告料の月額（契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額）

件　　名

名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業

(注)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ4 とする。
2. 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
3. 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に「￥」マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
4. 投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
5. 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

記　載　例

入　札　書

令和８年 12 月４日

（あて先）名古屋市長

（入札者）所　在　地　名古屋市北区清水四丁目 17 番１号
商号又は名称　名古屋株式会社　北支店
役　職　名　支店長
氏　　名　北区　太郎　　印

代表者又は代表者から委任を受けた支店・営業所の長など、入札の権限を有する方を記入してください。

入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	(位)
金額	￥	9	9	9	9	9	9	9	円

ただし、広告料の月額（契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額）

件　　名

名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業

（注）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ4 とする。
2. 黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
3. 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に「￥」マークを記入してください。なお、円未満の端数は記入しないでください。
4. 投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
5. 入札者が代表者と異なる場合（代表者から委任を受けた支店・営業所の長などが入札者の場合）は、この入札書の提出時において、別途「委任状」の提出が必要となります。

委　　任　　状

私は、都合により　　を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業に関する一切の権限を委任します。

本件委任状を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

（委任者）所　在　地

商号又は名称

代表者役職名

代 表 者 氏 名

上記委任の件、承諾しました。

（受任者）所　在　地

商号又は名称

役　職　名

氏　　名

（あて先）名 古 屋 市 長

記　載　例

委　任　状

私は、都合により　　北区　太郎　　を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業に関する一切の権限を委任します。

本件委任状を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

令和 8 年 〇月 〇日

入札書の提出日以前の日を記入してください。

（委任者）所　在　地　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号

商号又は名称　名古屋株式会社

代表者役職名　代表取締役

代表者氏名　名古屋　太郎

上記委任の件、承諾しました。

（受任者）所　在　地　名古屋市北区清水四丁目 17 番１号

商号又は名称　名古屋株式会社　北支店

役　職　名　支店長

氏　　名　北区　太郎

（あて先）名古屋市長

入 札 辞 退 届

令和　　年　　月　　日

（あて先）名 古 屋 市 長

（申込者）所　在　地

商号又は名称

役　職　名

氏　　名　　印

下記の入札につき、都合により入札を辞退します。

記

件　　名

名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業

記　載　例

入 札 辞 退 届

令和　8 年　〇月　〇日

（あて先）名 古 屋 市 長

（申込者）所　在　地　名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号
商号又は名称　名古屋株式会社　北支店
役　職　名　支店長
氏　　名　北区　太郎　　印

入札書に記入された入札者を記入してください。

下記の入札につき、都合により入札を辞退します。

記

件　　名

名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業

競争入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

（あて先）名古屋市長

（申請者）所　在　地

商号又は名称

役　職　名

フリガナ
氏　　名

令和 8 年 11 月 20 日付けで公告のありました「名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業」に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと、「北区役所におけるマップ広告掲出事業」に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添 付 書 類

(1) ＜個人の場合＞住民票の写し　1 通
　＜法人の場合＞法人登記簿謄本　1 通
　　どちらも発行後 3 か月以内のもの

(2) ＜法人のみ＞法人役員等に関する調書　1 通

(3) 履行実績調書　1 通
　入札公告の日から過去 5 年以内に広告を掲載した際の行政財産使用許可書又は広告掲出事業契約書の写し

(4) 本店、支店、営業所等所在地確認書　1 通

(5) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長 3 号（12cm×23.5cm）封筒

連絡先
　担当者
　電　話

注　申請者の欄は、本市との契約に関する権限を有する方を記入してください。

記　載　例

競争入札参加資格確認申請書

本件申請書の提出日を記入してください。

令和８年〇月〇日

（あて先）名古屋市長

（申請者）所　在　地　名古屋市北区清水四丁目 17 番１号

商号又は名称　名古屋株式会社　北支店

役　職　名　支店長

入札書に記入された入札者を記入してください。

フリガナ　キタク　タロウ
氏　　名　北区　太郎

令和８年 11 月 20 日付けで公告のありました「名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業」に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当する者でないこと、「北区役所におけるマップ広告掲出事業」に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

添 付 書 類

(1) ＜個人の場合＞住民票の写し　１通
　＜法人の場合＞法人登記簿謄本　１通
　どちらも発行後３か月以内のもの

(2) ＜法人のみ＞法人役員等に関する調書　１通

(3) 履行実績調書　１通
　入札公告の日から過去 5 年以内に広告を掲載した際の行政財産使用許可書又は広告掲出事業契約書の写し

(4) 本店、支店、営業所等所在地確認書　１通

(5) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長３号（12cm×23.5cm）封筒

連絡先
　担当者　楠　次郎
　電　話　〇〇〇－△△△－□□□□

注　申請者の欄は、本市との契約に関する権限を有する方を記入してください。

法人役員等に関する調書

商号又は名称	
所　在　地	

役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏　　名	生年月日	性別	住　　所
	(　　)	T･S･H･R ・　・		
	(　　)	T･S･H･R ・　・		
	(　　)	T･S･H･R ・　・		
	(　　)	T･S･H･R ・　・		
	(　　)	T･S･H･R ・　・		
	(　　)	T･S･H･R ・　・		
	(　　)	T･S･H･R ・　・		
	(　　)	T･S･H･R ・　・		
	(　　)	T･S･H･R ・　・		
	(　　)	T･S･H･R ・　・		
	(　　)	T･S･H･R ・　・		
	(　　)	T･S･H･R ・　・		
	(　　)	T･S･H･R ・　・		
	(　　)	T･S･H･R ・　・		

※　法人の役員について記載すること。

記　載　例

法人役員等に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社
所　在　地	名古屋市中区三の丸三丁目１番１号

役 職 名	（フ リ ガ ナ） 氏　　名	生年月日	性別	住　　所
代表取締役	（ナゴヤ　タロウ） 名古屋　太郎	T・[S]・H・R 35・１・１	男	名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
取締役	（ナゴヤ　ハナコ） 名古屋　花子	T・[S]・H・R 36・２・１	女	名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
取締役	（北区　イチロウ） 北区　一郎	T・[S]・H・R 38・３・１	男	名古屋市北区楠二丁目９７４番地
監査役	（キタク　フタハ） 北区　二葉	T・[S]・H・R 39・４・１	女	名古屋市北区楠二丁目９７４番地
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		
	（　　）	T・S・H・R ・　・		

代表役員については、法人登記簿に記載の代表者住所を記載し、その他の役員については、現住所を記載してください。

※　法人の役員について記載すること。

履行実績調書

令和　　年　　月　　日

（あて先）名古屋市長

（落札候補者）所　在　地

商号又は名称

役　職　名

氏　　名

次のとおり、令和8年11月20日付けで公告のありました「名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業」に係る競争入札参加資格につきましては、下記のとおり履行実績を有しておりますので届け出ます。

併せて、下記事項を証明できる書類（入札公告の日から過去5年以内に官公庁に広告を掲載した際の行政財産使用許可書又は広告掲出事業契約書の写し）を添付します。

記

業務内容	
履行期間	
履行場所	
掲出面積	
概　　要	

（作成上の注意）

複数の実績を記載する場合など、内容を所定欄に記載しきれない場合には、概要欄に「別紙のとおり」と記入し、本様式の各項目について別紙に記載し添付してください。

記　載　例

履行実績調書

競争入札参加資格確認申請書の提出日を記入してください。

令和８年○月○日

（あて先）名古屋市長

（落札候補者）所　　在　　地　名古屋市北区清水四丁目 17 番１号

入札書に記入された入札者を記入してください。

商号又は名称　名古屋株式会社　北支店

役　　職　　名　支店長

氏　　　　名　北区　太郎

次のとおり、令和８年 11 月 20 日付けで公告のありました「名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業」に係る競争入札参加資格につきましては、下記のとおり履行実績を有しておりますので届け出ます。

併せて、下記事項を証明できる書類（入札公告の日から過去５年以内に広告を掲載した際の行政財産使用許可書又は広告掲出事業契約書の写し）を添付します。

記

必ず、下記事項を証明できる書類を添付してください。

業務内容	○○市△△区役所におけるマップ広告掲出事業
履行期間	令和６年４月１日から令和○年３月 31 日まで（更新含む）
履行場所	○○市△△区役所
掲出面積	○．○m^2
概　　要	区役所庁舎内の壁面の一部を利用して、民間企業等の広告を掲出するもの。

（作成上の注意）

複数の実績を記載する場合など、内容を所定欄に記載しきれない場合には、概要欄に「別紙のとおり」と記入し、本様式の各項目について別紙に記載し添付してください。

本店、支店、営業所等所在地確認書

令和　　年　　月　　日

（あて先）名古屋市長

（落札候補者）所　在　地

商号又は名称

役　職　名

氏　　名

次のとおり、令和8年11月20日付けで公告のありました「名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業」に係る競争入札参加資格につきまして、下記のとおり本店、支店、営業所等が名古屋市内にありますので報告いたします。

記

名　　称	
所 在 地	
連 絡 先	
そ の 他	

記　載　例

本店、支店、営業所等所在地確認書

競争入札参加資格確認申請書の提出日を記入してください。

令和８年〇月〇日

（あて先）名古屋市長

（落札候補者）所　在　地　名古屋市北区清水四丁目 17 番１号

入札書に記入された入札者を記入してください。

商号又は名称　名古屋株式会社　北支店

役　職　名　支店長

氏　　名　北区　太郎

次のとおり、令和８年 11 月 20 日付けで公告のありました「名古屋市北区役所におけるマップ広告掲出事業」に係る競争入札参加資格につきまして、下記のとおり本店、支店、営業所等が名古屋市内にありますので報告いたします。

記

名　　称	名古屋株式会社　北支店
所 在 地	名古屋市北区清水四丁目 17 番１号
連 絡 先	〇〇〇－△△△－□□□□
そ の 他	